

# 職場のハラスメント等が原因と思われる 精神障害に係る労災の取扱い等についての相談

栃木労働局では、職場のハラスメント等が原因で発症したと思われる精神障害の労災請求に関して、広く相談をお受けしています。

ハラスメント(嫌がらせ)は、セクシュアル・ハラスメント(性的なもの)やいわゆる「いじめ」に相当するような不合理な出来事であり、こころに不調を来すほど、辛い思いを引き起こす状況ならば「ハラスメント」の可能性があります。

本窓口では、すでに請求を考えられている方のみならず、その前段階としての相談もお受けしますので、是非、ご利用ください。

相談は、労災精神障害専門調査員(精神保健福祉士)等が、秘密厳守かつ、ご本人の希望を尊重した方法で対応していますので、ご安心ください。

※なお、精神障害に係る労災の取扱い等ではない職場のセクシュアルハラスメントの相談は、雇用環境・均等室(028-633-2795)にてお受けしています。(参考：職場におけるセクシュアルハラスメントの防止)

## 1 場所

宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎  
栃木労働局 4階局医室

## 2 相談日等

直接電話にてお問い合わせください。

## 3 事前予約

個別面談ですので、事前予約が必要です。

事前予約は、電話又は、別添の「職場のハラスメント等が原因と思われる精神障害に係る労災取扱い等についての相談申込書」にて、FAX 又は郵送でお願いいたします。

相談日については、電話にて御連絡の上調整させていただきます。

## 4 予約先

栃木労働局労働基準部労災補償課

〒320-0845 宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎

電話 028-634-9118

FAX 028-635-2308

